

令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開会開議			議長		
	令和7年12月8日 午後1時00分			的野信之		
	閉会開議			議長		
	令和7年12月8日 午後2時37分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	欠			
	5	野口美恵子	出			
	6	新谷留晴	出			
	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
会議録署名議員	10	有働徳仁	出	11	栗田美和	

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	寺本理恵	出			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出			
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出			
	まちづくり 課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出			
	税務保険 課長	石田克	出	住民環境 課長	大村俊夫	出			
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出	健康こども 課長	沼野葉子	出			
	産業振興課 長兼農業委 員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備 課長	神谷徹	出			
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道 課長	西生卓矢	出			
	教育課長	森永健一	出						
一般質問 質問者 及び時間	議席番号	氏名	経過時間			質問時間			
	4	宇田川亮	午後1時01分～午後1時25分			13/30分			
	9	許斐潤一郎	午後1時25分～午後1時57分			19/30分			
			休憩						
	12	西藤典子	午後2時07分～午後2時37分			14/30分			
※一般質問 は答弁時間 を除き30分 以内						/30分			
						/30分			
						/30分			
議事日程		別紙のとおり							
付議事件		別紙のとおり							
会議経過		別紙のとおり							

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

令和 7 年 1 月 2 日 1 月 2 日定例会一般質問。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13 時 00 分 ——

○的野信之議長 これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。質問は通告一覧表の順序により行います。なお、質問に当たっては、通告事項に従い簡明に、また答弁に当たっては、的確なる答弁をお願いします。

最初に、4 番議員、宇田川亮議員の質問を許可します。

**一般質問 ① 宇田川 亮 議員**

質問者：宇田川 亮議員

答弁者：町長、都市整備課長、教育課長、管財課長

○的野信之議長 宇田川議員。

○4 番（宇田川 亮議員）

4 番。通告に従って 3 点について質問をいたします。今回は、ほぼ確認事項のようなものが多いのですが、的確な答弁をお願いいたします。

まず 1 点目、のるーと鞍手について、お伺いをいたします。以前、同じような質問をさせていただきましたけれども、のるーと鞍手、非常に好評といいますか、利用者も多いというふうに聞いています。ただ、運転等が過密労働になってはいないだろうかというような心配も出てきています。なので、例えば、車の故障以外でも、運転主の急病とかいうことにより、休止せざるを得なかつた事態もあつたのではないかというふうにも考えますので、現在の運行休止を含めた状況についてお伺いしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

本年 3 月 24 日の運行開始以降、運行の遅延で利用者の皆様にご迷惑をおかけした事例はございますが、運行を休止した実績は 1 件もありません。のるーとは、町が購入した車両 2 台により運行しておりますが、これらの車両が点検整備等の理由により使用できない場合、または事故発生等により、業務遂行に支障が生じた場合には、運行事業者において代替車両を手配する仕組みとなっております。直近の実績としましては、10 月 20 日に 1 号車の車両点検を行った際に、代替車両を運行しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

運行休止はこれまでないということですけれども、では、運転手、乗務員等の仕事の状況といいますか、1日何時間ぐらい運行してというようなそいつた状況を分かれば教えていただきたい。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

今現在、のるーとの運行時間は、平日は午前7時から午後7時までとなっておりまして、1台当たり、運転手1名としております。休憩につきましては、午前中が30分、午後は30分、それから昼休憩が1時間の計2時間の休憩が入っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

ということは1日10時間、1人が運転していると、毎日ですね、ということになると思います。では、例えば、何かの用事、また急病等で休みになった場合は、運転手は何人確保されてあるのですか、現在。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

のるーとの乗務員は現在4人体制となっております。平日は2名、土日祝日は1名でシフトを編成しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

では休業またはその有給等ですね、4人体制であれば、それは回っていくということを考えてよろしいですか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

今4人体制で十分回っている状況で、仮に当日シフトに入っている乗務員の方が、急病等で乗務できなくなった場合は、他の乗務員が代わって乗務するようにしております。運行に支障が出ないように対応しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

以前、質問したときに、夜の料飲業者、夜、営業される業者のためにも、タクシーの運行をというようなお話をさせていただきましたけれども、そこだけじゃなくて、夜遅く帰られた、お酒を飲んで帰られて鞍手駅に着いたら、そこから2時間かけて八尋まで帰ったという方も私は聞いていますけども、町民の交通手段というのが、今現在、確保されてないような状況もあると思います。なかなか1時、12時まで運行っていうのは難しいことかもしれませんけども、これだけ好評であれば昼間の時間帯の増便、それから、夜の時間帯も時間を延長するというような考えもぜひ持っていたい検討頂きたいというふうに思いますけども、この点について町長の考え方を教えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

利用者の皆さんから、運行時間の延長についての要望は、議員も言われていますけど、声は寄せられております。この要望につきまして、毎月実施をしております定例会議の中で、システム業者及び運行業者と協議を重ねてまいっておりますけども、運転手を増員して延長運行を行うだけでは、費用対効果が低いとの結論に至っているということでございます。そのため町といたしましてはまず、来年4月に乗降地点を35か所程度追加する予定としておりまして、これによりさらに乗車率の向上が見込まれた場合には、車両の追加等を検討し、車両の追加後、運行時間帯の延長についても検討を進めていきたいというふうに考えております。引き続き利用者の皆様の利便性向上に向けて、効果的かつ持続的な運航体制の構築に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川亮議員）

ちょっと費用対効果っていうのは、これで、利益を追求するとか、いうようなことじゃなくて、町民の皆さんのお交通手段の確保という観点が主ですから、それコストがかかるのは当たり前だと、いうふうに思います。それなりの運賃をもらっていたら、それは大変なことですから、そこはあんまり重視していただきたくないと思っています。

これから乗降地点も30増やして、見極めていくというような状況ですけれども、ぜひ増便、それから延長時間の拡張、拡大を前向きに、引き続き検討していただきたいというふうに思います。運転手の増員も、それにあわせてぜひ考えていただきたいと思います。

私がちょっと聞いた話では急病で来られなくなったら、運行には支障は与えなかつたのでしょうかけれども、そういうこともありますので、ぜひその辺も検討していただきたいと思いますし、もし増員のことを考えるなら、それこそ以前にも言いましたけれども、地域おこし協力隊の考えも考えて、今現在まだ予算化したにもかかわらず、今回の予算税減額補正という形も出ていますからね。なかなか、ちょっと話が脱線するのでやめときます。のるーと鞍手について今後も引き続き、前向きな検討をお願いして次の質問にいきたいと思います。

次に体育館、武道館等の等とは入れていませんけども、題目には。体育館、武道場のエアコン設置についてお伺いしたいと思います。この件について何度か質問させさせていただきましたけれども、現在、鞍手中学校の体育館のほうで、工事が進められていると思いますけども、その進捗状況と、どの部分までエアコンが設置されるのか、細部にわたって教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

中学校の体育館の空調設備の整備については、今年度に断熱工事を施行し、来年度以降に空調の設備を設置する計画で事業を進めております。

令和7年10月23日付けで断熱工事の工事請負契約を締結し、本日からですが、現場での施工工事のほうを開始しております。また、今年度中に断熱改修の工事が完了する予定となっております。また、断熱改修と並行いたしまして空調設備の設置に関する実施設計を現在進めております。設置につきましては、来年度以降に空調整備工事を発注する計画となっております。また、どこをされるかっていう部分になりますが、体育館のアリーナ部分、卓球場、武道場を整備する予定となっておりま

す。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

とすれば鞍手中学校の運動に関するエリアについては、屋内の全てエアコンが設置されるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今言われたとおり、授業を行う部分に関しては、全部整備するようになっております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

以前から言っていますけれども、例えば小学校の避難所に指定されているところの体育館、または、町民体育館、それから武道場についてのエアコン設置も要望してまいりましたけども、現在の状況を教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

まず町立の武道場、体育館につきましては、現在のところ計画はございません。しかし、避難所に指定されておりますので、整備は必要ではないかと考えております。今後は整備に有利な補助金等を探していきたいと考えております。また、小学校の体育館につきましては、令和10年度に統合を控えており、統合校の体育館には空調整備を設置するようにしておりますので、現在の小学校については、整備の計画のほうはございません。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

武道場も吹き抜けというふうになっていますから、なかなかエアコンの効きが悪いとは思いますけれども、この間も言いましたけど、例えば旧庁舎のエアコンをこっちにとか、難しいとは思いますけど、設置するだとか、緊急的に。完全な断熱整備をやってだとか、いうことじゃなくても、せめて武道場については、武道をやっている場所にはエアコンの風が当たるだとかというぐらいの軽微な、軽微といつても、意外と高い整備費用がかかるとは思いますけども、その辺を、ぜひ考えていただきたい、できるだけ安く、そしてエアコンが設置されるというような状況もぜひ考えていただきたいと思いますけども、もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今言われたように、ほかのところも、市町村になりますが軽微な整備というのは行っているところもあります。ただ予算のほうもございますので、町の執行部のほうと話しながら整備のほうは進めるように、お話のほうはさしていただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

やっぱり普通に、屋内でも事務仕事していてもエアコンがなかったら、もうできません、仕事にも

なりませんし、ましてやスポーツするのだったら、エアコンがないと本当に熱中症の危険性もあり、夏場になったら、その武道場、体育館等が使いづらい、使えないとは言いませんけど使いづらい状況もありますから、この夏も本当に猛暑っていうか酷暑で、大変でしたけれども、ぜひ、早めの検討、また整備をお願いしたいと思います。

次に行きます。3番目に旧庁舎の什器等の譲渡について、昨日おとといで町内業者の譲渡会もあつていました。その前に、自治会を対象にした、譲渡会もあっていましたけれども、現在の状況について、まず教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

まず、旧庁舎、旧総合福祉センターに残った什器備品につきましては、大小合わせて1, 931点ございました。

これまでの処分状況といたしましては、本年4月30日水曜日になりますが、くらて病院、それから学校関係、広域消防などの公的団体を対象に無償譲渡会を開催し、379点を譲渡いたしました。

次に10月11日、12日の土日には、先ほど議員が言われましたように、町内自治会を対象に無償譲渡会を開催し、22自治区にご参加頂きまして、399点を譲渡いたしました。

さらに12月6日、7日、一昨日、それから昨日になりますけども、町民及び町内事業者を対象に無償譲渡会を開催いたしました。町民214名、町内事業者20社に参加頂き、482点を譲渡しております。

これらの取組によりまして、現時点では残る什器備品は671点となっております。なお、残る什器備品671点のうち、机やキャビネット、カウンターなどの、かなり重量物でございますけども、大型の物が586点あります。その他の物については、椅子が破れていたりするもので、ほぼ不具合があるものが大半でございます。そのため一般的な使用のために譲渡できる備品等については、もうほぼ残っていない状況まで整理ができております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それでは、今残っている671点について、大型のものが多い500点以上あって、これについては今後どういうふうに考えてあるのでしょうか。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

残る什器備品につきましては、旧庁舎の利活用が決まった折に、解体ということになりましたら、その際に廃棄処分ということにしたいと考えております。なお、大型の什器等につきましては、鉄製品がほとんどでございます。それらの鉄製品につきましては、解体時に換価ができますので、解体費用に充当するようにして、できる限り費用のかからない処分にしたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それで残っている備品について、無償譲渡会については、日にちを区切ってやっていました。ただ来られなかつた方とか業者もおられるのではないかというふうに思いますけども、そういう方たちも対象にして、例えば、連絡頂いて職員がちょっと見に行ってというようなこともしていいのではないかというふうに思いますけども、今後そういったものも含めて、どういうふうに考えてあるのかというのを教えてください。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

残る備品についても、数としてはかなりの数がありますので、なかなか一般家庭で利用するものではないのかなというふうに考えておりますけども、お渡しする際には、職員が役場に行って、セキュリティーを開けてっていう対応が必要になってまいりますので、なかなかその都度言われると対応が難しい面もございます。まだしばらく、置いておくことになると思いますので、来年度、またそういった事業者向け、自治区の方に向けてするものについては検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それと、これまでの譲渡会については、土、日曜を利用した譲渡会ということでしたけれども、逆に平日のほうが行きやすいというところもあると思います、なので、それも一旦もう一度計画するとか、例えば電話があったら、何社か集まった時点で、いついつそれをやりますとかいうことを、やつていいのではないだろうかというふうに思いますので、できるだけ町民、町内業者等に還元できるような形でやっていただきたい。それと、役場、町が指定した什器については、これとこれはいいけども、これは駄目ですみたいな、譲渡できるものについて、印がついてあって、それ以外にも、これ欲しいというような方もあるのではないかと思うけども。その点についてはどういうふうに考えているのですか。町が指定していないものについても含めて、考える必要があるのかなと思いますけど。

○的野信之議長 管財課長。

○石田正樹管財課長

基本的には、今お出しできる、お渡しできるものについてシールを張りまして、それを無償譲渡会のほうに出しているということでございます。その他の部分につきましては絵画、エアコンとかの備付けの部分については譲渡対象外ということで張らせていただいておりました。先ほどエアコンの活用とかも含めてお話を出ておりましたので、またそういったことにも利用していきたいというふうに考えておりますし、またもう一度、整理をして、先ほど言いました検討の中で、再度検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

先ほど課長が言われましたように、武道場にも、家庭用のような置き方のエアコンとかもたしかあったと思いますけども、そういうのも活用できれば、安く武道場にエアコンが設置できるだとか、いうことも考えられるのかなあと思うわけですよね。ただそのガスが抜けていたりとか、不具合が発生

したりとか、いうこともちょっと支障はきたすかもしれませんけども、その辺も含めて、ぜひ考えていただきたい。今後とも、町民、町内業者に、還元できるような、譲渡を行っていただきたいということを申し述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で宇田川 亮議員の質問を終了します。

**一般質問 ② 許斐 潤一郎 議員**

質問者：許斐潤一郎議員

答弁者：町長、産業振興課長

○的野信之議長 次に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

9番。通告に従いまして質問をさせていただきます。今回は鞍手町における、鳥獣被害及びその対策について、何点かお聞きしたいと思います。以前にも何度か一般質問には出ておりますけども、また確認という意味もありまして、質問をさせてもらいます。

本年は、テレビや新聞等で北海道及び本州等でご存じだと思いますが、熊による人身、または農作物の被害が多く報道されております。猟友会や行政、警察、自衛隊等の対応が図られ、ご苦労が多いことだと思います。幸いにして、九州には熊の生息は確認されていないということです。鞍手町でも様々な動物が確認されております。とりわけイノシシによる被害が相変わらず多いと一部の地域、または農業従事者の方よりお聞きしております。そこで、お聞きしたいのは、現在町内の基幹産業でもあります米、野菜、果物等の農作物、関連する農地などの被害はどの程度出ているのか。お聞きしたいと思います。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

本町の有害鳥獣による農作物の被害につきましては、農業共済からの報告と、農業者からのヒアリングにより、被害額を積算し、毎年度県へ報告を行っているところでございます。

令和6年度の被害額につきましては、1,625万1千円となっております。直近、3カ年のうち、令和4年度と令和6年度の比較でございますが、被害額といたしましては、マイナス205万6千円。率にいたしまして、11.23%となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

ただいま、回答の答弁がありました農業の共済、及び従事者からのヒアリング等でおきましたですね、県等に報告されておりますけど、令和6年度、過去3カ年、4年、6年等含めましても、やはり、

何らかの形で被害が出ているように思います。

そこで、次にお聞きしたいのは、被害が出ているとなれば、当然防除、駆除等が必要となると思いますけどもどのような対策がなされているのかをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

捕獲、駆除につきましては、直鞍猟友会に委託をしております。直鞍猟友会におきましては、箱罠や銃による捕獲を行っておられます。また、防除につきましては、国の補助金を活用いたしまして、地元営農組合におきましてワイヤーメッシュ柵の設置や、電気柵の設置を行っていただいているところでございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今お聞きしますと、猟友会さんをはじめ、各狩猟の道具等を使われて適切な駆除が行われているということをお聞きしました。それでは、いろんな対策が行われているということですので、それぞれどの程度効果が上がっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

効果といたしましては、先ほど申し上げました、令和4年と令和6年度の比較で、被害額が減少していること、そして令和6年度のイノシシ等の捕獲数といたしまして、280頭捕獲しております。前年度の令和5年度より捕獲数を増やしている状況でございます。また、ワイヤーメッシュ等の効果といたしましては、農業者からのヒアリングでは、設置前と比較をいたしまして、農地への侵入が減少しているという報告を受けているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

いろいろな対策が行われているようですが、やはりイノシシの捕獲等につきましては、280頭、どのくらいの個体数があるかは、また後でお聞きしたいと思いませんけども、かなり捕獲ができるということですけども、対策としましてもメッシュとかですね、電気柵等されているようですが、少しでも効果が上がるよう、また検討して頂ければいいかなと思います。

それに関連しまして、やはり、大事なことは防除や駆除を行うには、まずイノシシの基本的なことかも分かりませんけども、生態や習性を知ることが、重要ではないかと考えられます。町としてその点、有識者等の独自の検討会などは行われているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

有害鳥獣対策を進めるうえでは、イノシシ等の習性や生態に関して知識が必要というふうに感じておりますが、現場におきましては免許を持った捕獲者が状況判断されまして捕獲活動を行っておりますので、職員のスキルアップのためですね、検討会は現在行っておりません。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり基本的には、我々もよく分かりませんが、習性とか生態は知識として従事していくものとしてはですね、皆さん持つておられたほうがいいのかなと思いますし、住民さんに関しましても、やはりそういう知識があったほうがいいのかなと思っております。その点では、やはり免許を持っておられる方とかの知識なんかもお聞きして、対策に当たるのも一つの方法じゃないかなと思いますので、幅広く、そういうふうな活動等もしていただければ、よろしいかなと思っております。

次にお聞きしたいのは、イノシシの個体数ですけれども、人は1度に1人か2人、出産をすることが可能ですが、イノシシにつきましては、1度に平均5、6頭、出産するそうです。中には、年2回ほど、出産もあるということをお聞きしております。そこで本年度の捕獲計画数と、直近の捕獲実績が分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

直方市、宮若市、鞍手町、小竹町で構成されます直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会におきまして、直鞍地域鳥獣被害防止計画が策定されております。令和7年度の鳥獣ごとの計画数といたしましては、これは2市2町の合計になりますが、イノシシで1,500頭、鹿800頭、アライグマ80匹、アナグマ100匹、カラス500羽となっております。

また、ご質問の本町の昨年度の直近の実績でございますが、銃器及び箱わなによる捕獲、駆除の数につきましては、イノシシで267頭、鹿で10頭、アナグマ1匹、アライグマ1匹、カラス1羽となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今、捕獲数等の確認を頂きましたけれども、やはり、直方、直鞍等を含めて、110頭ぐらい、鹿のほうも最近、結構目にするという方も増えてきておりますけれども町内でも、やはり80頭、かなり多いかなと思います。そのほかにもやはり直近でも、227頭ぐらいの捕獲があつていているということですけれども、そういう増えているということにつきまして、捕獲数から見て、現在どのぐらいのイノシシの個体数が町内で生息しているのか、推測されておられれば、大体で結構ですけども教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

生息の実態につきましては、現在つかめておりません。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

はい、ありがとうございます。なかなかやはりですねたくさんのがで、数えていくというのも難しいかなと思います。やはり駆除に関しましても、いろいろな対策あると思いますけれども、ここでお聞きしたいのは、当然、だから駆除に関しましては、いろいろな狩猟免許が必要だと思いますが、町内で各免許を所持されている方は何名ほど登録されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

狩猟免許の取得者数につきましては、これは直鞍猟友会に所属している方についてのみ把握しております。その名簿によりますと、人数は全体で18名でございます。内訳でいきますと、罠猟のみの免許所有者は9名、猟銃のみの免許所有者は一種が5名、二種はゼロ、罠と銃の一種免許、所有者は4名となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり駆除に関しましても、いろんな免許が必要となると思います。今お聞きしましたけども、やはり猟銃の中でも、一種、二種の免許、あとは罠猟、銃に関しましても、ある程度の人数が、登録されているようでございますが、やはり先ほどからお聞きしますけど、駆除の頭数とかを考えましたときに、やはりもっともっと取扱いのできる方が、増えていくことが望ましいのではないかなと思います。それにつきまして、狩猟免許を取得するに当たってはですね、当然、講習会とかですね、受験料などが、必要となると思いますけどなりますが、取得に当たりまして、町としての現在助成制度、補助金等の制度があるのかどうか、お聞きいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

狩猟免許取得にかかる費用につきましては、狩猟免許試験手数料、予備講習料、医師の診断書等で、額といたしましては、1万2千円から1万4千円程度になると考えております。それに対する町の助成制度といたしまして、狩猟免許取得助成金で1万2千円を上限として助成を行っているところでございます。なお、国、県の助成制度はございません。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり狩猟免許を取得するに当たりまして、数万円程度のお金が発生するということですけども、町のほうとしましても、今、課長のほうから答弁がありましたように、1万2千円を上限として、支援があつてているということですけれども、今後、独自の助成金の増額とかいうのは考えておられますか。現状維持でしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

狩猟免許取得者の高齢化等の進展により捕獲者が減少している状況を鑑み、狩猟免許取得に係る環境を改善する目的で、先ほど担当課長が答弁したとおり、令和3年度に補助制度を制定しております。現在の狩猟免許取得にかかる費用は、狩猟免許試験手数料、講習料、医師の診断書等で1万2千円から1万4千円程度になりますが、町の補助制度では上限1万2千円の補助となっていることから、ほぼ免許を取得する際の費用が充当できるのではないかというふうに考えておりますので、現状では増額の考えはございません。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

今後、やはり現在の設定額から変更はないだろうというような、ご返答頂きましたので、これはあく

までも狩猟等につきましては、個人の趣味の範囲内と思いますが、駆除等については、最終的には免許保持者の方が必要となりますので、少しでも支援があったほうがよいのではないかと思います。取得を目指す方への対応も、料金的なものも予算もあると思いますけども、やはり検討、先々していただければと思っております。

次の質問ですが、個体の確保に関する補助金があるのかお聞きしたいと思いますが、いかがですか。また、ほぼ捕獲後の個体の処理はどのように対応されているのか、分かる範囲内でお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

本町では、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、令和3年4月に鞍手町有害鳥獣駆除補助金交付要綱を制定し、県の補助金と合わせて交付を行っているところでございます。イノシシを例に申し上げますと、本町でイノシシ成獣1頭を捕獲、駆除をした場合、県の補助金が7千円、それに町の補助金の3千円をプラスいたしまして、計1万円を駆除者に交付しているところでございます。なお鹿につきましても、同額を交付しているところでございまして、アライグマ、アナグマにつきましては、県から1頭当たり、千円が駆除者に交付されております。また、本年度も、昨年に引き続きまして、福岡県によるイノシシ、鹿の広域的な捕獲に取り組むこととしており、これによりまして、先ほど申し上げました県の補助金7千円が1万8千円に増額され、町の補助金を合わせますと、イノシシ、成獣1頭当たり2万1千円が交付されることになります。ただしこれは県が指定する11月24日から12月の19日までの捕獲期間のみに適用されるものとなっております。

捕獲後の処理でございますが、これにつきましては、各捕獲者におきまして埋設処理等を行っていただいているところでございますが、埋設処理ができない困難な場合は、町の負担におきまして町の職員が飯塚市の処分場へ持込み、処理をすることになります。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

補助金が出ているということで、町では3千円、県では7千円、合計1万円が駆除された免許を持っておられる方に支給されるということで、また広域的な捕獲等につきましても、県が1万8千円、町は3千円、合計2万1千円ということですけれども、なかなか広域的な捕獲につきましても期間が限定されていますので、なかなか1度に対策をとっていくのは難しいかなと思いますけれども、今後、補助金が、町としましては、両方とも3千円という金額が提示されていますけども、これにつきましても、今後、3千円をあげるというような、計画はありますか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

町の補助金3千円の増額ということにつきましては、猟友会に所属しております各市町の捕獲者の方、また、直鞍地域鳥獣被害防止対策協議会の2市2町との合意形成が必要となりますので、直ちに対応は難しいと考えております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

増額の意向は、やはり、ほかの2市2町、また獣友会等の関連もあると思いますので、ちょっと今現時点では難しいということで了解しました。補助金については、今お答え頂いたように、分かりましたけども、捕獲等につきましては、やはり箱罠とかのですね、設置が必要になってくると思いますけども、現在町におきましてそういう箱罠等の処置はどのぐらいあるのでしょうか。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

箱罠の台数でございますが、全部で71台ございます。そのうち、町が16台、捕獲者が55台となっております。なお、本年度、新たに箱罠を、町の所有として5台購入する予定となっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

かなりのですね、台数71台ということですけども、そのうち町が16台管理されて、また、先ほど、増えているということですので、設置するにつきましても、箱罠等はかなりの重量もあると思いますので、保管場所等もやはり、確保するのも大変だと思いますけれどもですね、少しでも、活用できればいいのではないかなと思います。

次の質問ですけども、捕獲すれば当然、処理として解体などは、あくまでも免許保持者が解体業者が行われると思いますけれども、そういう解体をされる方の次の担い手とかいうのが、どのようになっているのか、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

先ほどの繰り返しになりますが、捕獲をいたしましたイノシシ等につきましては、各捕獲者におきまして埋設処理または自家消費を行っていただいておりますので、まず、今後の担い手といいますか、担い手につきましては、捕獲者という考え方であります。ただし埋設処理ができない場合は、先ほども答弁させていただきましたが、町の負担において町の職員が飯塚市への処分場へ持込み処理することになっております。以上でございます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり捕獲した後のですね、対応もなかなか、人手も要りますし、場所的なものとか、搬送等につきましても、やはりもうもうの対応が必要かなと考えております。解体後の活用として、現在ご存じだと思いますけど、ジビエ料理などは低脂肪、高タンパク、健康志向の高まりが見られておりませんけども、流通や加工技術の向上で人気も出ているということもお聞きしております。そこで、地域資源としての活用は考えておられるのか、町長お聞きいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

捕獲肉の活用につきましては、持続可能な開発目標SDGsに貢献する重要な手段であると理解をしておりますが、イノシシの肉の食用にするためには、とめ刺しした後、半日以内に解体処理をする必要があるなど、時間的な制約があります。また捕獲のタイミングが不定期であることから、供給が

安定しないなどの問題があり、対応は難しいのではないかと思われます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり加工技術とかですね、対応、つきましては、今町長答弁がありましたように、なかなかすんなりといかないということをお聞きしましたけども、私もそういう面での専門家でもありませんので、地域にはご存じと思いますけど、食肉関連の業者さんなんかも、何事業所さんかおられますので、今後、そういうふうな事業者さんとの意見交換とか連携とかは町長考えておられますか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

イノシシは野生動物ですので、細菌等を保有しておる可能性が高くあります。食肉加工業者が取り扱う場合、国の許可が必要になります。また、イノシシ用、鹿用などのジビエ専用の処理室が必要になりますのでそのような取扱いをしている業者があれば連携できるとは思いますが、本町には取り扱う業者はいません。先ほど申し上げましたとおり、食用にするためには時間的制約や供給量、持込みに係る輸送コストなどの課題がありますので、現実はなかなか難しいのではないかというふうに思われます。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

やはり最終的な処分とかですね、地産地消じやありませんけども、やはりなかなか、お聞きする限りでは難しいということでございます。いろいろ質問をさせていただきましたけども、被害や駆除につきまして、今後、イノシシが快適に生息しないように、農耕放棄地や竹林、山林等の環境整備について、被害防止を図っていくことも、必要ではないかと思います。鞍手町の営農に関しても、高齢化が進み、若い後継者が少なくなってきたているのだと思います。それでもやはり一生懸命取り組んでおられる方がおられますので、収穫にあたって、被害に遭うとやはり心が誰しも折れてしまうのではないかと思います。農業離れが進まないためにも、誰が聞いても納得のいく対策を推進していただきたいと思います。同時に、住宅周辺地域におきましても、土手や畠などで、掘り起こし被害がたくさん出ております。自己防衛として防衛策や、電気柵の購入に対する助成がないということをお聞きしております。また、購入しましても、それを設置できない、ノウハウを持たないという方も、お聞きしております。地域の住民の方が協力することも今後必要ではないかと思います。安心して、安全な生活が行えるためにも、少しでも、そういう購入の一般市民の方の補助金等の助成をお願いして私の質問を終わり、終わりといたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

全国的にイノシシや鹿が増えている状況があることは承知をしております。その要因としては先ほど議員が言われましたように、イノシシは、1度に5頭から6頭産みますし、年に2回産むイノシシもあると私も聞いております。また地球温暖化により1年を通して餌が豊富になったことや、狩猟者の減少、そして先ほど議員が言われましたように、山や竹林、空き地などの管理が十分でないこともあります。また猟友会の高齢化や捕獲者の減少という大きな課題もあります。町では猟友会への

加入の呼びかけとして狩猟免許取得に関する広報誌への記載や免許取得に対する補助金の交付など、側面からの支援を行っているところでもあります。国においても今後の捕獲者の減少を見据え、ＩＣＴやＡＩを使ったスマート捕獲の導入に関する情報発信が行われていると聞いております。今後はそのような先端技術を活用した有害鳥獣の捕獲に取り組まなければならない時代が到来するのと思われますが、いずれにおきましても、深い知見と経験を有した捕獲者の協力が必要なことから、現状の課題等を情報共有しながら、獣友会と連携して、鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

また日常生活における財産被害につきましては、まずはご自分の財産はご自分で守っていくことが基本であるというふうに考えております。そのようなことから現時点では財産被害に対する補助制度等の支援につきましては考えておりません。以上です。

○的野信之議長 許斐潤一郎議員。

○9番（許斐潤一郎議員）

分かりました。でも、やはり個人の財産等も大事だと思いますので、前向きに個人で対応されるにつきましても、補助金の活用、ふるさと納税とかもあると思いますので、そういうところから、出していただければと思います。以上、質問を終わります。回答は結構です。

○的野信之議長

以上で、許斐潤一郎議員の質問を終了します。ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時57分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時07分 ——

○的野信之議長

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

一般質問 ③ 西藤 典子 議員

質問者：西藤 典子議員

答弁者：町長、教育長、教育課長

○的野信之議長 次に12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

12番。通告に従いまして、3点について一般質問を行います。

まず1点目の、小学校統合による不登校の防止策についてお尋ねします。10月29日発表の文部科学省の調査結果によりますと、2024年度に全国の小中学校で不登校だった児童生徒数は35万3,970人で、過去最多を更新、12年連続の増加で、特に小学校での増加が目立つということでした。これまで勢力的に取り組まれてきた問題でございますが、とりわけ令和10年4月の鞍手町

の統合小学校開校に向けては、様々な課題が予想され、それへの対応策が欠かせないと考えます。そこで、改めて質問いたしますが、鞍手町で小中学生の不登校問題が顕在化しましたのは何年頃だったでしょうか。そしてその問題はその後どのように推移してきたのでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

小中学校の不登校数をお答えしますと、小学校は2018年が2名、2020年が6名、2022年が11名、2024年が16名で、中学校は2018年が14名、2020年が11名、2022年が39名、2024年が38名で、顕在化してきたのが2022年頃だと考えられます。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

担当課からですね、先日頂きました数字、今教育長からもお答え頂きましたが、小学の場合、2018年は2名、2020年が6名、2022年は11名、2024年16名と増加したということでございました。これをみると、2年ごとに当初の2名から3倍、5倍、8倍となるような増加を示しております。その要因としてはどういう分析がなされ、どういう課題が挙げられたのでしょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

2020年4月に、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が出され、コロナ禍における自宅学習が長くなつたため、スマホやタブレットなどを使用する時間が長くなり、昼夜逆転した児童生徒が学校に行きづらくなつたなどの原因ではないかというふうに考えられます。なお令和6年の小学校での主な原因、3つといつしましては、生活リズムが25%、親子関係が16%、不安やうつが16%、中学校におきましては、生活リズム29%、進路19%、友人関係14%となっております。主に生活習慣が原因ではないかというふうに思われております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

確かにそういうことがあったと思います。2020年ですね、コロナ禍で休校が行われたりしました。大変だったと思いますが、ただ、2024年になっても小学校の場合でしたらば、前年の11名から16名へと増加しているわけですね。まだまだ課題、要因といいますか、またさらにそれに対する課題というものは残っているのではないかと考えます。

次の質問ですけれども、その分析と課題に対しまして、その後きめ細かな対応が続けられております。また最近ですね、かなりの成果があつたということを聞いておりますが、その間の具体的な内容と、得られた成果の概要をお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

各小中学校では、いじめ不登校対策委員会を設置いたしまして、毎週、実態把握と対策について会議をしております。そして生活アンケートを毎月実施し、困っている生徒、児童がいないか調べております。また、不登校児童生徒を担任だけに任せることではなく、それぞれ不登校兆候や、不登校児童

生徒の担当を決めて取り組むマンツーマン方式を実施しています。

さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者のカウンセリングや、家庭訪問と教師による教育相談を実施しております。小中連携の事業といたしましては、小中連絡会と小中生徒指導会議を設けて、児童生徒の配慮事項などを引継ぎ、取り組んでおります。教育委員会といたしましては、不登校、いじめ、学校不適応対策の解決並びに改善を図るため、スクールソーシャルワーカーなどによる定例学校訪問を毎月1回実施しております。この訪問のメンバーは、学校関係者と教育委員会担当、スクールソーシャルワーカー、町福祉人権課担当、家庭児童相談員、社会福祉協議会で1時間程度会議を持って対策や意見を交わしております。また、不登校児童生徒に声をかけて、希望すれば、鞍手町中央公民館内の支援センターで相談を受けたり、勉強や定期テストを実施しています。さらに、中学校では、校内支援センターで不登校兆候にある生徒への居場所をつくり、授業に行くときは教室に入って授業を受けております。教育委員会といたしましても、どうして学校に行かないのかという原因ではなく、どうしたら学校へ行けるか、どういう条件整備をすればよいかというふうなことに力を注いでおります。

成果といたしましては、令和6年度、支援センターから、学校へ復帰した児童生徒は小学生が5人中2名、中学生が3人中1名、計3名が復帰いたしました。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

本当にきめ細かなですね、かなり最大限と言ってもいいくらいの取組が行われ、そういう成果も出したということで、非常に感謝したいと思うところでございますが、そのような努力と成果を踏まえたうえで、さらに統合に向けては、不登校防止策がなされなければならない面があるのではないかと思います。そこでちょっと私がお聞きしたいことがございます。

2019年度までと2020年度からでは、小中学校ともに授業時数が増加したのではないかと思いますが、実情はどうなっておりましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

授業時数の増加につきましては、2020年、外国語活動で、小学校3、4年生で年間35時間、5、6年生で、年間35時間増加しております。ただ、学校といたしましては学校行事の選定等をやっていきながら、総時間数はほぼ変わらないように取り組んでおります。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

そういうことで、総時間数は変わらないようにということでございますので、配慮はされていると思いますが、授業時数が増えたということが、間違いない事実だと思います。当時ですね、小学校2年生あたりが6時間授業になったということも話題になったと思っております。

次の質問に移りますが、そういうことも踏まえたうえで、できれば少しでも余裕ある学校生活を願いますが、授業間の休み時間とか給食時間の現状はどうなっておりましょうかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

授業の合間の休み時間は、小学校は5分です。ただ、2時間目、3時間目の間は15分になっております。中学校におきましては10分間ずつ休憩があります。準備時間になりますけども、10分間ずつあります。昼休みにつきましては、小学校で45分、中学校では30分、昼休みがあるようになっております。また、給食時間も小学校で45分、中学校で30分というふうになっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

小学校が、5分という時間帯があるということ。ちょっと短いかなという感じが生理的な状況がいろいろありますので、なんですかけれども、5分というのは短いかなと。そして、給食時間が中学校で30分間ということですけれども、これは準備の時間とか等も含まれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

この30分の中には、準備の時間も含まれております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

私もかねがね、子供さんから、給食がゆっくり食べられないっていうことの声を幾つか聞いておりました。やっぱり今の学校はそういう意味ではかなり窮屈な状況にあるのではないかと思います。そういう問題も、ぜひ不登校の防止策として、配慮していただけたらと思うところでございます。

次の質問に移らせていただきますが、そういったことを含んだまま、現在、小中学校の実態があるわけですかけれども、これがいよいよ統合となると、鞍手町の実態としましては、完全複式学級の小規模校を始めまして、規模や環境が異なる6校、これの統合には課題も多いのではないかと考えられます。子供たちにかなりのストレスがあるのでないかと思いますがどのような課題を考えられておりましょうか。また、この課題解決のために、今までどのような対応がなされ、今後、対応をなされようとしているかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

現在小学校は小規模校と少人数の学校とですね、人数かなり多い学校とありますので、そういうところを鑑みながら、児童生徒の不登校防止、可能な限りスムーズに統合へ移行するためには、統合前から各校の児童が交流し、互いの認識を深めが必要と考えております。

取組といたしましては、小学校6校、オンラインでつなぎ、徹底反復学習の状況などの共有、また古月小学校の児童が新延小学校へ移動し、同学年で合同授業も行っております。そのほかにも、5年生が行う宿泊学習は、西川小と新延小が合同で、古月小と室木小が合同で実施しております。修学旅行につきましても、古月小と新延小が合同で、西川小と室木小が合同で実施しており、また、令和9年度の修学旅行は6校合同で実施するよう計画しております。なお、鞍手町立小学校統合検討委員会には6部会設けまして、交流部会というのを設けまして、どういうふうにして交流を進めていくかというのを、3ヵ年計画で立てております。こうした取組を統合前年となる令和9年度まで、より多く

の児童でオンラインだけでなく、リアルでも実施することで、交流を増やしていき、統合校開校に向けて準備を進めております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

かなりですね、配慮した取組が行われているということは分かりました。またですね、児童生徒への対応とともに、保護者との連携もなされていると聞いておりますが、保護者との連携の概要をお知らせください。よろしくお願ひします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

保護者との連携と申しましては、各小学校から代表PTAのほうで出していただきまして、統合に向けた準備委員会というのを開きまして、いろいろ統合に当たっての準備、検討を行っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

確かに本当に、きめ細かい対応がされておりますが、それでなくとも、年々、不登校が増えているという状況の中で、6校の統合ということですね、これはもう大変な取組になると思うわけでございます。この不登校の防止解消には、教職員、養護教諭始めですね、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、子供の心のケアや生活のケアを専門的に担う職員などの多様な人材との関わりやきめ細かで根気強い対応が必要だということが分かります。相談体制の拡充、教員定数を増やす少人数学級、30人学級の実施とともに含めまして、全てのあらゆる努力を結集していただきまして、何とか統合小学校、希望あるすべり出しをしたいと、させていただきたいと思う次第でございます。それにつきまして、統合までと、統合後の一定期間、なお一層の取組の強化をお願いしたいと思うわけでございます。そのためには、予算の裏づけも随分必要なのではないかと思うのでございますが、今まで寄せられている寄附金というのもありますし、こういった活用も含めまして、町としてはですね全力を挙げて、統合小学校の希望ある滑り出しの実現のために力を尽くしていただきたい。そのためには、町長が先頭に立って、強く取り組んで頂きたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

教育につきましては今まで何度かですね、私は町の施策の中でも重要な位置を占めているというふうに考えております。今回のこの6校の小学校統合につきましても、保護者の方たちにアンケートをとっていただき、そしてまたそのアンケートの結果をもって、やはり統合が必要ではないかと、教育委員会の皆さんに、説得する材料として、アンケートをとったりもしました。そしてまたその6校の統合が決まった後も、私自身、新しい小学校については、子供たちが通いたくなる学校にしたいということで、設計当初から、山下建設のほうにもお話をしたりしています。私自身は、なるべく不登校の子供さんたちを出さないような学校にしたいと、子供たちが通いたくなる学校にしたいということで、常々教育委員会、または教育長にもお話をさせていただきながら、この新しい統合小学校建設に向けて今進んでいるところです。

今、西藤議員からも言われましたように、施設についてはそういう形で進めているというところでですが、最終的には教育のソフト面について、やはり不登校の子供さんたちをなるべく出さない方法を、やはり考えていく必要があるというふうに思います。しかしながら先生の数についても決まっているっていうところもありますし、加配につきましても、かなりの予算を今も予算化しているところもあります。今後につきましては、やはり北九州教育事務所などと協議をしながら統合小学校の教員については、なるべく加配をお願いしたいというふうには考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

是非、最大の努力をお願いしたいと思います。それからちょっと言い忘れましたけれども、不登校のですね、児童の生徒の保護者の不登校給与制度というのがあると聞いております。厚労省の報告で、不登校は介護休業の対象であるということが述べられております。ぜひこのことも、周知していただきましてね、保護者の支援というか、そういったことも強めていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

不登校の休業制度につきましては、各事業所で就業規則があり、その中で規定されてない場合も想定されます。また、自営業の保護者もおりますので、学校から児童生徒の保護者へ一律の制度集中は難しいと考えております。また、文部科学省と厚生労働省が連名で、不登校についてパンフレットを作成しており、事業主、労働者、社会全体での取組や、介護休業、休暇制度、相談窓口を紹介しておりますので、不登校やその兆候が見られる児童生徒の保護者が相談された場合に紹介するよう考えております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

ぜひそういう周知徹底をお願いしたいと思います。先ほどから、オンラインの交流とか、リアルの交流とか、そういうことが取り組まれまして、子供たちができるだけスムーズに統合小学校に進むことができるような対応策、これがとられていることを知りまして、安心しましたが、さらに、もっと楽しい、先ほどから行きたくなる学校にしなければいけないということがありますので、楽しい行事を増やすと、そういうことも、心がけて、何とか町全体で、盛り上げていただけたらと思っております。以上で、この問題は終わります。

次の質問に移ります。国民健康保険税は、制度上、税額が高くて、近年の物価高騰も重なりまして、納税に苦労が伴いがちでございます。そのときに、国民健康保険税の滞納で医療費の窓口10割負担となった世帯から、自己負担が困難だとの申入れがあれば、自治体の判断で負担を3割にできるとする厚労省の連絡があっております。こういったものを含めまして、お尋ねしたいと思いますが、町内では、国保税滞納によって窓口10割負担対象となった世帯数は現在どうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長 この件につきましては担当課長に答弁させます。

○的野信之議長 稅務保険課長。

○石田 克税務保険課長

令和7年11月末現在で、特別療養費の支給対象は42世帯、被保険者数は50人です。

医療費の窓口負担が10割となる特別療養費の支給対象となる要件は、特別な事情がなく、国保税を納期限から1年以上滞納している方が対象となります。滞納世帯への対応といたしましては、まず国保税が滞納となりますと、納期ごとに督促状を発送し、特別療養費の支給対象となる前には、必ず催告書を送付し、納税相談につきましては、その都度対応しております。納税相談には収納係の職員が対応しておりますが、国保の資格を有する被保険者に対しては、保険年金係の職員が、今後の給付についての説明、及び現状の聞き取りを行う中で、必要であれば、特別事情等の届出の提出について話をさせていただいております。また、相談を受ける中で、債務の整理、生活状況の見直し等が必要と思われる方につきましては、今年度から始めましたファイナンシャルプランナーさんへの相談の提案をさせていただいております。その後、新たに特別療養費の支給対象となる世帯主に対しては、判定日の前月に特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を郵送しております。判定日までに、滞納が解消されない、または特別事情に係る届出書の提出がない場合は、特別療養費の対象となり、医療費の窓口負担が10割となります。対象となった被保険者には、特別療養費の支給対象と分かる資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送しております。毎日、収納の状況を確認しておりますので、国保税を納付し、滞納の要件が解消された場合については、納付日から有効となる資格情報のお知らせまたは資格確認書を郵送しております。以上でございます。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

その結果、現在、42世帯50の方に対する具体的対応はどうなっているかお尋ねいたします。

○的野信之議長 稅務保険課長。

○石田 克税務保険課長

11月末現在の対象者となっている方につきましては、窓口負担が10割となっております。この方々につきましては、相談の窓口は常に開けておりますので、保険年金係のほうで、特別事情に該当するという相談がありましたら、その要件を満たしておきましたら、窓口負担は3割という形になろうかと思っております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

現在インフルエンザ警報も発表されているという折でもございますので、担当の課のほうで、できる限りの対応をお願いいたしまして、この質問は終わりにいたします。

最後に、11月27日に福岡県でもインフルエンザ警報が発表されたということを先ほども言いましたけれども、町内の中学校の罹患状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 教育長。

○外園哲也教育長

町内における小中学校における罹患者のほうですが、インフルエンザの罹患者状況につきましては、一人一人報告の義務はありません。なお、学級閉鎖を行う場合は、保健所への報告が必要となってお

ります。今期報告を行った件数は、小学校4校、中学校1校の計5校、学級数では9学級となっております。以上です。

○的野信之議長 西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

例年のことといいますか、何度も今まで繰り返されたことではございますけれども、できる限りの対応の強化をお願いいたしまして、以上で私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○的野信之議長

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問を終わりました。この際、休会についてお諮りします。明日9日を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって明日9日を休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

――閉会 14時37分――
~~~~~○~~~~~